

令和7年度第3回 鳴門市児童福祉審議会 議事録

日 時 令和8年3月12日(木) 午後3時～

場 所 消防庁舎 3階会議室

出席者 委員14名、関係課・事務局職員14名

欠席者 委員3名

傍聴者 1名

概 要

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 鳴門市こども計画素案に係るパブリックコメントの実施結果について

会議資料 P.1～P.5「鳴門市こども計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について」を事務局より説明。

(A 委員)

P.2の(2)「こども・若者の権利保障の推進」の市の考え方について、2段落目の権利保障の部分は、意見の義務や責任に寄せて回答していると思う。

ただ、権利保障の基本は義務や責任とは交換条件にならないことが1番大事であり、この回答では少し誤解を与える文章になっていると思う。

この2段落目を例えば、「権利を理解し、他者の権利を尊重することを学ぶ中で、社会の一員としての自覚や責任感が育つものと考えます」とした方がいいのではないかと思う。

(事務局)

A委員からいただいた内容で、市の考え方を修正させていただきたいと思う。

(A 委員)

このままではなくても、市の考え方としてまとめ直していただければと思う。

(2) 鳴門市こども計画(案)について

会議資料 P.6～P.9「『鳴門市こども計画(案)』における素案からの主な修正・変更点について」、会議資料 P.10「『こども・若者の意識と生活に関する調査』調査報告書における修正について」を事務局より説明。

(A 委員)

P.7の用語の説明に「医療的ケア児」を入れているが、鳴門市では保育所等における医療的ケア児のガイドラインを策定している。その中で定めている医療的ケア児の定義と合わせた方がいいと思う。

(事務局)

確認のうえ、ガイドラインに合わせるように修正したいと思う。

(B 委員)

チラシについて、配布対象が小中学生の子どもたちであることを考えると、計画が目指すゴール(基本理念)を「子育てを始めるまち」で締めるのは違和感があると感じた。

(C 委員)

私も同じことを感じる。子育て世代には良いが、子どもたちからすれば、「育ててもらえるまち」とした方が、育つことが保障されていると感じてもらえるのではないかと思う。

(事務局)

例えば、計画の目指すゴールの上の説明書きのところに、計画の P.23 にも入れてある「誰もがここで育ちたい」といった言葉など、子ども向けの言葉を入れるのはいかがでしょうか。

(A 委員)

基本理念は大事なところだと思う。例えば、タイトルの「鳴門市子ども計画」の下に小さな文字で基本理念のロゴを入れて、その下の「鳴門市子ども計画ってなに？」の部分に、事務局から提案いただいたように、子ども目線の文言を入れたらいいと思う。

(会長)

できるだけ、子ども目線での修正をお願いできたらと思う。

(C 委員)

チラシの裏面にある「うずっ子ダイヤル」について、使える時間帯が書かれていないのでわかりにくいと思った。

(事務局)

使える時間帯について、もう少し詳しく情報を入れるようにする。

(C 委員)

このダイヤルは困っていることがあれば、何でも相談してもいいものになっているのか。児童相談所では24時間電話受付をしているが、市町村でも取り組んでいるところもあって、馴染みのある人は児童相談所よりも市町村の方が電話をかけやすいと思う。そのような電話の受付は可能なのか。

(事務局)

うずっ子ダイヤルは、教育委員会の教育支援室が担当しており、平日の9時から17時と市役所が開いている時間に利用できる。相談できる内容は非行や暴力、いじめ、虐待などの青少年の健全育成に関することとなっている。

例えば、うずっ子ダイヤル以外にも24時間受け付けているものも載せた方がよいだろうか。

(C 委員)

さらに増やすとなると、よく似たダイヤルも出てきて、大変になると思う。ただ、文章として「悩んでいることや困っていることがあれば相談してね」となると、こどもたちは何でも相談してもいいと思うかもしれない。

(事務局)

担当の教育支援室にも確認して、この文言が実際行っている支援に沿うような内容になるように考えさせていただく。また、うずっ子条例のパンフレットには、うずっ子ダイヤル以外にも「よりそいホットライン」、「こころとからだのサポートセンター」、「子ども SOS ダイヤル」を記載させていただいている。

場所の工夫はあるが、相談場所はうずっ子条例のパンフレットと同じものを、チラシに入れることもできるのではないかと考えている。

(B 委員)

裏面の基本目標 2 には「体育館とプールが 1 つになって、スポーツが楽しめる建物を新しくつくります」とあるが、これは計画があるのか。

(事務局)

具体的な計画は審議中だが、建物の場所については今年度中に皆さんに説明すると伺っている。

(B 委員)

基本目標 3 で「お金が理由で進学を諦めることがないように、勉強やお金の助けをします」とあるが、なぜ、ここにいきなり勉強が出てくるのか。

(事務局)

低所得者や一人親の世帯への学習支援の部分を表しているが、日本語としてわかりにくいのか。

(B 委員)

お金が理由ということに対して、勉強やお金の手助けをするという部分がどういうことなのかわからないところがある。奨学金とかではなく、例えば、学力を伸ばすために塾に通えない子の塾代を支援するといった話なのか。

(事務局)

趣旨としては、経済的な理由で進学を諦めたりするということがあり、今まで就学援助に取り組んできた。来年度からは就学援助の基準を拡充したりして、経済的な理由で体験の格差や進学を諦めることが無いような形で包括的に支援していきたいという趣旨である。

(B 委員)

そうであるのならば、そのように体験のサポートまで含めて記載した方がいいと思う。

(事務局)

表現については、もう一度考えさせていただきたいと思う。

(D 委員)

チラシは小中学生に配るとのことだが、基本目標4の「出会いから結婚、妊娠、出産の希望を叶えます」というのは、時期的にどうなのかと思う。

(事務局)

計画を知ってもらううえで、こういうことも含めて計画が成り立っていることをお示ししないといけないと思う。説明書きについては、工夫できるのではないかと思うが、レイアウトの部分については、基本目標(1)～(5)まで明記すべきではないかと考えている。

(D 委員)

将来的には鳴門市で出産してほしい、鳴門市に留まってほしいという希望は持っている。ただ、もう少し小中学生がわかるような言葉にした方がいいと思う。

(会長)

小学生や中学生へのアンケート調査やワークショップの意見を反映して、小・中学生版を作ったということは、鳴門市こども計画を知っていただく機会になると思う。

チラシの修正は、事務局に一任するというところでよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

続いて、この「鳴門市こども計画(案)」を承認し、答申することとしてよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

それでは、この案で市長への答申を行うこととする。審議会から市長への答申案について、事務局より朗読をお願いしたいと思う。

(事務局)

「鳴門市こども計画について（答申）案」を朗読。

(会長)

答申案について、何かご意見等がございますか。

(各委員)

異議なし。

(3)乳児等通園支援事業について

資料2「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について」をこども保育教育課より説明。

(E 委員)

在宅で子育てする家庭への支援事業が増えて嬉しく思う。その中で、今現在、鳴門市では一時保育を中央保育所も含めて何か所かで実施されていると思う。一時保育と今回のこども誰でも通園制度の違いについて、保護者の方に聞かれた時に答えられるように、わかりやすい説明があれば教えてほしい。

(事務局)

鳴門市の一時預かり事業は、保護者の短期間の就労や通院、入院、リフレッシュ目的でも利用できるようになっている。

一方で、今回のこども誰でも通園制度は、何の理由もなく使うのが当たり前という位置づけで始まる事業である。時間設定について、1日2時間、月10時間以内としているが、これらは全国的に施設を利用していない方の数を考えたときに、全員満遍なく利用できるのではないかというところでの時間設定となっている。

もし、1日2時間、月10時間では少ないという方がいれば、一時預かり事業も継続して実施しているため、そちらを案内して使ってもらえることもできる。そのため、こども誰でも通園制度は、特に理由はないけど、ずっと子育てを家でしていたら、たまにはこどもと離れる時間があってもいいかなというような気軽な気持ちで使っていただける事業になっている。

ただし、初年度は中央保育所1か所でのスタートとなる。希望者がたくさんいて、誰でも通園制度の予約が埋まっている場合は、一時預かり事業を案内していきたいと考えている。

(F 委員)

こども誰でも通園制度について、現時点で市民の方から問い合わせなど、どのような関心を持たれているのか状況を教えてほしい。

(事務局)

国においては、こども誰でも通園制度が始まることをインターネットサイトのバナーなどで表示し、全国的に事業が始めることが謳われている。

鳴門市においては、現在、開かれている議会の中で中央保育所での実施を諮っているところである。今後、議決を得たら、鳴門市のウェブサイトや4月の広報紙などで事業のことや申し込み方法の周知

をしていきたいと思っている。

もし、事前に全国ニュースやPRなどで知られた方も、こども保育教育課の方に問い合わせをいただければ、ご案内をさせていただきたいと思っている。

知らなかったということがないように、鳴門市のウェブサイトの更新だけでなく、地域子育て支援拠点事業の先生方にも協力してもらいながら周知をしていきたいと思っている。

(G 委員)

利用時間は土曜日もこの時間で設定しているのか。

(事務局)

今のところ、平日のみを予定している。利用時間を2時間で設定させていただいているが、利用される前に必ず世帯の養育状況やお子様の状況、保護者の方の抱える悩み等を聞くために、30分以上の面談が義務付けられている事業となっている。職員に関しては、利用時間以外は基本的にこのような面談をしているような形になると思う。土曜は、面談の受け入れも中止とする。

(G 委員)

この制度では鳴門市民だけが、中央保育所を利用できるということか。

(事務局)

国の総合システムを通じて、支給認定や施設予約、面談予約を実施するようになっており、鳴門市から支給認定をもらった方は、その権利を持って、どの市町村の事業所でも使えるようになっている。使われた事業所から鳴門市に請求書が届く、または、一旦代わりにお支払いいただき、鳴門市に領収書を持参いただき清算するという流れになっている。そのため、場合によっては市外の方から中央保育所に予約が入る可能性もある。

ただ、鳴門市民を優先したいと考えており、予約開始時期に時差をつけて、鳴門市民がある程度予約した後に、後から市外からの予約受付を開始するような実施を考えている。

(G 委員)

国のシステムで管理するという事は、月10時間の上限時間もそのシステムで管理するのか。

(事務局)

その人のアプリの中で何時間消費しているのかわかるようになっている。また、キャンセルポリシーもあり、前日までにキャンセルしていただいた場合は何もないが、当日キャンセルだった場合は2時間使用したことになるといった仕組みになっている。

(B 委員)

これは市の予算で行われるのか。

(事務局)

保護者負担以外は公費になる。負担割合としては、子ども子育て支援納付金が 1/2、国が 1/4、県が 1/8、市が 1/8 という負担割合になっている。

(B 委員)

専任職員が 2 人いるということだが、この 2 人の給与はその負担割合で保育所に支払われるのか。

(事務局)

私立も公立も、利用児童 1 人いくらという制度設計になっており、利用者がいなければ職員が配置されていても収入はゼロになる事業となっている。そのため、私立の施設の方にとっては、利用数を見てから考えるような事業になっている。公立については、利用者が少なく、収入が少ない場合は市の負担で人件費を払うような構造になる。

(B 委員)

こどもが減っていく中で、保育士を抱えておくのは、保育所の経営としては難しいことで、この制度を使って普段より人に余裕が持てるようになればいいと思ったが、私立では難しいということか。

(事務局)

事業に関しては、1 人専任は必須になっている。もう 1 人が併設する事業から手助けをしてもらえる形でもかまわない。

ただ、1 人あたり保育できるこどもの数というのは保育所の基準と一緒にある。もし、その申し込み者が 3 人という日であれば、1 人の保育士が保育をし、休憩時に、併設の施設から手伝いに来てもらうという体制で事業はできることとなっている。専任は最低 1 人だが、利用者がいないからといって、その 1 人が保育所を手伝いに行くというのは、この事業の趣旨と違うものになる。

また、鳴門市は一般型で実施するが、余裕活用型というものもある。余裕活用型では、例えば 1 クラス 10 人と決めているクラスに、少子化の影響で 5 人しか実際に利用児童がいなかった場合、5 人は一緒に活動でき、今いる先生で保育することができる。

ただ、こどもたちの数が増えて、通常入所が増えた場合、受け入れる数は減っていくことになる。施設からしたら職員を余分に構えなくていいが、保護者からしたらその施設がいつまで使えるかという、また別の心配はある。

(B 委員)

鳴門市でこの事業の対象となる、6 か月から 3 歳未満で保育園などの施設に通っていないこどもたちは、だいたい何人ぐらいいるのか。

(事務局)

4 月時点でおおよそ 200 人弱を見込んでいる。

4 その他

会長から市長へ答申

市長あいさつ

5 閉会